

50209その他の港湾運送業における死傷災害事例(最大99事例まで) (2020年)

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	起因物(小)	労働者規模
1	2020	1	8 ～ 9	岸壁で船に積み込み準備のため、はしけ積用ローダーのシュートを岸壁から船の荷の間へ旋回させていたところ、屋根板の梁である横ビンにシュート下部のスカートが引っ掛かったことを発見した社員が、横ビンに片足を乗せ、引っ掛かりを取ろうとした。その際、横ビンとともに荷の間へ落下し、右肘・右手首の骨折と右膝の打撲を負った。	45	9	418	10 ～ 29
2	2020	4	13 ～ 14	紙袋自動ミシン機の監視中に、監視台（約30cmの高さ）のスロープを踏み外し、転倒した際に、右第5中足骨を折った。	51	2	371	100 ～ 299
3	2020	4	8 ～ 9	曳船でバージを海上搬送する作業中、右舷側面のピットと綱ずれの間に、曳航ロープが入っていたためずらそうと近づいた際、左手首に当たり骨折した。	70	6	379	10 ～ 29
4	2020	6	15 ～ 16	倉庫に保管している棒鋼を移動するため、荷下ろしの巻き下げ作業を行っていたところ、ワイヤーを掛けている最中に、クレーンオペレーターが巻き上げてしまい、棒鋼とワイヤーの間に左手親指が挟まり開放骨折した。	40	7	372	10 ～ 29
5	2020	7	10 ～ 11	長雨により地面に水が約10cm溜まった状態だった輸出コンテナ作業場で、海上コンテナ四面に危険ラベルを貼り付ける際、コンテナシャーシ前方部分に登って貼り付け、シャーシ前方から地面に下りたとき、右足踵を骨折した。	60	3	611	10 ～ 29

6	2020	9	16 ～ 17	倉庫のトイレに勤務中に用を足しに行ったとき、手洗いをした手をタオルで拭いて出ようとしたところ、床が濡れていたため、転んだ。その際、左側を壁に激しくぶつけ、右に傾いて右手を床につき、両手部挫傷および左手甲指末節首を骨折した。	49	2	417	50 ～ 99
7	2020	10	10 ～ 11	倉庫で、コンテナ詰めを行っていたとき、パレットに載ったジーパンの生地ロール（80kg位）を150cm位の高さから転がそうとしたとき、重くて動かなく、左腕に力を入れたとき、左肩がブチッと音を立て激痛が走り、左上腕筋を損傷した。	61	19	529	10 ～ 29
8	2020	12	11 ～ 12	ターミナル構内で自転車を倉庫に収納するため、自転車に乗り、ゲートを通過した。その際、雨の影響でゲートの門扉レールが濡れていたことによりタイヤが滑り、自転車ごと転倒し、手と腰を打ち付け、腰椎を圧迫骨折した。	75	2	362	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各小業種における死傷災害事例\(最大99事例まで\) \(2020年\)](#)に戻る。